福岡法務局八幡出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年一月十六日
福岡法務局柳川支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年一月十六日
福岡法務局八女支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年一月十六日
大分地方法務局臼杵支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年一月十六日
大分地方法務局杵築支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年一月十六日
熊本地方法務局宇土支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年一月十六日
釧路地方法務局中標津出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年一月十六日

○法務省告示第五百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十二日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社スギヤマ	静岡県富士市中里二千六百八番地の五十　鋳造

○法務省告示第五百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十二日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

株式会社毛利商店	大阪府堺市東区引野町一丁百二番地　食品加工

○厚生労働省告示第四百六十四号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を実施する件（平成二十三年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次のとおり改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第四十八号）附則第二条第四十項の規定によりなお従前の例によることとされた短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給に関する業務を除く。」を削る。

○厚生労働省告示第四百六十五号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、同法第十五条各号に掲げる業務を行う法人を指定した件（平成六年労働省告示第三十八号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十六条第一項の規定に基づき労働者災害補償保険法第二十九条の社会復帰促進等事業及び雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として行う業務を定めた件（平成十九年厚生労働省告示第二百三十二号）及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十六条第三項の規定による届出があった件（平成十九年厚生労働省告示第二百三十三号）は、平成二十三年十二月三十一日をもって廃止する。

平成二十三年十二月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百六十六号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が福祉関係業務を実施する件（平成二十三年厚生労働省告示第四百二十号）の一部を次のとおり改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）附則第二条第三十八項の規定によりなお従前の例によることとされた給付金の支給に関する業務を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第四百六十七号

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二条第一項の規定に基づき、同法第二十四条各号に掲げる業務を行う法人を指定した件（平成七年労働省告示第百十七号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九条第一項の規定に基づき指定法人に行わせる福祉関係業務（平成七年労働省告示第百十八号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九条第三項の規定による届出に係る事項（平成七年労働省告示第百十九号）は、平成二十三年十二月三十一日をもって廃止する。

平成二十三年十二月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○農林水産省告示第二千四百三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成十九年九月二十八日農林水産省告示第千百五十九号（国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一の表の上欄中「第一七〇一・一一号の一の㈠又は第一七〇一・一二号の一」を「第一七〇一・一二号の一又は第一七〇一・一四号の一の㈠」に、「第一七〇一・一一号の二又は第一七〇一・一二号の二」を「第一七〇一・一二号の二又は第一七〇一・一四号の二」に改める。

○農林水産省告示第二千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上川戸六〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。